

「介護保険料納入通知書」のコピー方法について

- 「住所」「氏名」「保険料段階」が写っていないものは無効になります。
- 紙のサイズがA3のためA4サイズに縮小するか、以下の該当部分（黒枠内）が収まるようにコピーしてください。
- * **両面コピーや2枚にわたるコピーは同一性がないため使用不可です。**

年度歳入 介護保険料納入通知書・介護保険料額決定通知書・特別徴収額通知書

無効

該当部分

この通知書は、今年度の課税状況等の決定を受け、今年度の確定した介護保険料をお知らせするものです。

1 介護保険料の計額
65歳に達したり、市外から転入されたことにより、本年度中に名古屋市の介護保険の第1号被保険者となられた場合には、その月から単独で保険料額を計算し、前年1月や転入届出月の翌月から納めていただきます。
(1日未満で65歳に達された方は、誕生日の前月から計算し、誕生日の前月まで納めていただきます。また、転入や転出により資格喪失した場合には、喪失日の前月までで計算します。)

2 介護保険料の納付方法等

	特別徴収	普通徴収
対象	65歳以上で1種類の老齢・遺族・遺族・障害年金を年額18万円以上受給している方	特別徴収以外の方
納付	年金から介護保険料が差し引かれます。	納付書や口座振替などにより納付していただきます。
納付	年6回年金支払月 (4, 6, 8, 10, 12, 2月)	毎月

※介護保険料については、被保険者が特別徴収か普通徴収かを選択することはできません。

特別徴収の対象となる方
65歳に達した方や市外から転入された方などは、当初は普通徴収になりますが、65歳以上で1種類の老齢・遺族・遺族・障害年金を年額18万円以上受け取られており、年金受給者から本所に連絡があった方は、特別徴収へ変更となります。特別徴収へ変更となる場合には、変更前にお知らせしてお知らせします。

●特別徴収の場合の特別な勤務者及び年金種別

●普通徴収の場合の納付方法

○各月の保険料額

種別	特別徴収	普通徴収
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		

○普通徴収の場合の納付場所
名古屋市市民税課(ゆりもと支所) 家庭課(年金課)、市民課、支所、市民課、市民課、市民課

○歳入科目
(区分) (種別) (住所) (期日)
市民税、介護保険料、住民税、介護保険料、住民税、市民税、市民税、市民税、市民税

※印刷・封入用紙は、名古屋市市民税課(ゆりもと支所)にて発行いたします。